

平成 30 年 5 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社  
アライオートオークショングループ

重 要

## アライ建機オークション規約 改定のご案内

拝啓早暖の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 30 年 6 月 1 日より下記の通り弊社建機オークション規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 30 年 6 月 1 日

内 容

規約改定

1. I.オークションの参加資格改定
2. II.会員 3 条より一部改定
3. III.運営規定 1 条より一部改定
4. III.運営規定 2 条より一部改定
5. IV.出品規定 1 条より一部改定
6. IV.出品規定 2 条より一部改定
7. IV.出品規定 3 条より一部改定
8. IV.出品規定 4 条より一部改定
9. V.落札規定 1 条より一部改定
10. V.落札規定 2 条より一部改定
11. 規約別紙 より一部改定

## 1. I.オークションの参加資格の改定

《現在》

オークションには、オークションへの入会申込みにより承認された会員（以下、「アライ建機オークション会員」と称します）、当社のオートオークションの会員、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員（以下、アライ建機オークション会員から、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員までをあわせて、会員と称します）が参加できるものとします。尚、「II会員」の規定は、アライ建機オークション会員にのみ適用されるものとします。

↓

《改定後》

オークションには、古物商の許可を得ており、オークションへの入会申込みにより承認された会員（以下、「アライ建機オークション会員」と称します）、当社のオートオークションの会員、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員（以下、アライ建機オークション会員から、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員までをあわせて、会員と称します）が参加できるものとします。尚、「II会員」の規定は、アライ建機オークション会員にのみ適用されるものとします。

## 2. II.会員 3条(12)項を(13)項に移行、(12)項の新設および(4)項の改定

《現在》

(4) 名義貸しによる入札、落札、会員番号・ID・パスワードの他人への貸与、譲渡等。

(12) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。

↓

《改定後》

(4) 名義貸しによる出品、入札、落札、会員番号・ID・パスワードの他人への貸与、譲渡等。

(12) アライAAの許可なく出品者、落札者又は旧名義人に連絡をとる行為。

(13) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。

## 3. III.運営規定 1条(3)項の改定

《現在》

(3) オークション取引の基本的な仕組みとして、会員である参加者が出品又は応札による参加をし、中古機械・中古車両の売買を行います。この時当社は、中古機械・中古車両の売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。売買契約の成立は、落札権利者が確認ボタンを押した時点（商談による落札の場合には商談を承諾する旨の意思表示を行った時点）で、出品者と落札者との間に売買契約が成立（以下、売買契約の成立を成約と称することがあります）するものとします。

↓

《改定後》

(3) オークション取引の基本的な仕組みとして、会員である参加者が出品又は応札による参加をし、中古機械・中古車両の売買を行います。この時当社は、中古機械・中古車両の売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。売買契約の成立は、当社が会員に対し確認意思表示を行ったときとし、確認意思表示とは次の各号のとおりとします。確認意思表示により出品者と落札者との間に売買契約が成立（以下、売買契約の成立を成約と称することがあります）するものとします。

- ① オークション会場内でのポス席による参加又はインターネットによる参加を問わず、オークションに参加するために会員が使用するコンピュータの画面上において、落札した旨の表示がされることにより確認意思表示とします。
- ② 商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員の承諾する旨の意思表示により、確認意思表示とします。

#### 4. III.運営規定 2条(6)項の新設

(6) 会員の債務の履行期限が当社休業日となる場合、当社は、当該期限の変更を行うことができるものとし、変更後の期限をオークション会場での提示及びホームページ (URL: <http://www.araiaa.jp/>) に掲載するものとします。

#### 5. IV.出品規定 1条(2)項の改定

《現在》

(2) 出品者は、売買契約が成立した中古機械・中古車両（以下、成約機械・成約車両と称します）については、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本又は日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書、及び登録書類等、陸運支局管轄のナンバープレートをつけた成約機械・成約車両については、登録書類等を、それぞれ当社に提出するものとします。

↓

《改定後》

(2) 出品者は、売買契約が成立した中古機械・中古車両（以下、成約機械・成約車両と称します）については、当社が定める誓約書兼販売証明書の原本又は日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書、及び新規登録、移転登録、抹消登録に必要な譲渡書類で、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類（以下「譲渡書類」といいます。）、陸運支局管轄のナンバープレートをつけた成約機械・成約車両については、譲渡書類を、それぞれ当社に提出するものとします。

#### 6. IV.出品規定 2条(4)項を(5)項に移行、(4)項の新設および(2)項の改定

《現在》

(2) 出品者は、冠水、転倒、その他重大な不具合（走行が出来ない、重要部品の作動に不具合がある・

欠品している等であり、当社判断とします)に該当する出品機械・出品車両に関しては、必ず出品申込書に記載しなければならないものとします。

↓

#### 《改定後》

(2) 出品者は、冠水、転倒、試作機、その他重大な不具合（走行が出来ない、重要部品の作動に不具合がある・欠品している等であり、当社判断とします）に該当する出品機械・出品車両に関しては、必ず出品申込書に記載しなければならないものとします。

(4) 当社は、出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、当社所有の指定フォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用代を出品者に請求できるものとします。

(5) 出品者は、当社の「建機オークション機種別区分表」に基づく、「超大型」・「超超大型」の出品機械・出品車両を搬入する際は、事前に当社まで連絡するものとします。

※別紙（諸規定）参照

### 7. IV.出品規定 3条および3条(1)項の改定

#### 《現在》

当社は、下記のいずれかの内容に該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品機械・出品車両が、下記内容の(1)ないし(5)に該当する場合には、当社に事前に申告しなければならないものとします。この申告がなく、出品され、成約となった場合には、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとします。

(1) 自走不可及び燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷いもの（危険かどうかを判断基準とし、裁定は当社とします）。

↓

#### 《改定後》

当社は、下記のいずれかの内容に該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品機械・出品車両が、下記内容の(1)から(5)のいずれかに該当する場合には、当社に事前に申告しなければならないものとします。この申告がなく、出品され、成約となった場合には、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとしますが、逸失利益の請求は含まないものとします。

(1) 自走不可及び燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷いもの（危険かどうかを判断基準とし、裁定は当社とします）。ただし、自走不可機械のうち、外部電源供給により当社が作動を確認できる機械、当社が定める自走不可機械の出品が可能なコーナーの出品機械についてはこの限りではないものとします。

### 8. IV.出品規定 4条(1)項、(2)項の改定

#### 《現在》

(1) 出品者は、ナンバープレート付き建設機械及びクレーン車(トラック、ラフテレーン、

オルタレーン)を出品し成約となった場合は、自動車検査証若しくは登録識別情報等通知書、新規登録・移転登録・抹消登録等に必要の譲渡書類を当社に提出しなければならないものとします。

- (2) 出品者は、前項に定める成約機械・成約車両の全ての書類を、オークション開催日当日を含む8日以内に当社に提出しなければならないものとします。出品者が書類の提出を遅延した場合は、当社は、出品者に対し、違約金を請求できるものとします。尚、違約金は当社を通じて落札者が受け取るものとします。

※別紙（諸規定）参照

↓

#### 《改定後》

- (1) 出品者は、ナンバープレート付き建設機械及びクレーン車(トラック、ラフテレーン、オルタレーン)を出品し成約となった場合は、自動車検査証若しくは登録識別情報等通知書、譲渡書類を当社に提出しなければならないものとします。
- (2) 出品者は、成約機械・成約車両の全ての書類を、オークション開催日当日を含む8日以内に当社に提出しなければならないものとします。出品者が書類の提出を遅延した場合は、当社は、出品者に対し、違約金を請求できるものとします。尚、譲渡書類と日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書の提出が遅延した場合の違約金については当社を通じて落札者が受け取るものとします。

※別紙（諸規定）参照

### 9. V.落札規定 1条(3)項以下を(4)項以下に移行、(3)項、(8)項の新設および(1)項、(2)項の改定

#### 《現在》

- (1) 落札機械・落札車両は全てオークションヤード渡し、現状有姿とし、その品質について、当社は何ら保証しないものとします。尚、盗難品、抵当権設定品、差押品、その他法的問題がある、又はそのおそれがあるものは、除くものとします。
- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまで参考情報であり、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その瑕疵についても責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとします。

↓

#### 《改定後》

- (1) 落札機械・落札車両は全てオークションヤード渡し、現状有姿とし、その品質について、当社がIV. 出品規定第3条柱書第3文の措置をとる場合を除き、当社は何ら保証しないものとします。
- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまで参考情報であり、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その瑕疵についても責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出

品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとし、英語版査定表の解釈に差が生じる場合は日本語版査定表を優先します。

(8) 査定表記載の稼働時間は査定時のメーター表示の記載となります。メーターの動作及びその正確性については保証いたしません。

(8) 落札機械・落札車両の移動の際に、当社所有のフォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用代を落札者に請求するものとします。

## 10. V.落札規定 2条(4)項と(5)項の入替、(7)項の改定

《現在》

- (4) 落札機械・落札車両の車検満了日がオークション開催月から翌月末以内であった場合は、出品者にて移転抹消するものとし、ナンバー回収等の費用は出品者負担とします。
- (5) クレーン書類「有」の機械・車両を成約し、落札者より廃止の依頼があった場合には出品者にて廃止するものとします。
- (7) 当社は、落札者による落札機械・落札車両等の代金決済と引換えに、当該落札機械・落札車両等の譲渡書類の引渡しをするものとします。尚、落札者は、当該オークション開催日に機械・車両を出品しており、出品成約機械・出品成約車両がある場合は、落札機械・落札車両等の代金決済に加えて、全ての出品成約機械・出品成約車両等の譲渡書類の当社への提出と引換えに、当該落札機械・落札車両等の譲渡書類の引渡しするものとします。

↓

《改定後》

- (4) クレーン書類「有」の機械・車両を成約し、落札者より廃止の依頼があった場合には出品者にて廃止するものとします。
- (5) 落札機械・落札車両の車検満了日がオークション開催月から翌月末以内であった場合は、出品者にて移転抹消するものとし、ナンバー回収等の費用は出品者負担とします。
- (7) 当社は、落札者による落札機械・落札車両等の代金決済と引換えに、当該落札機械・落札車両等の譲渡書類の引渡しをするものとします。(なお、誓約書兼販売証明書は当社が保管し、落札者には引き渡さないものとします。)。譲渡書類とは出品票に日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書または登録書類等について有と記載があった場合に限りです。尚、落札者は、当該オークション開催日に機械・車両を出品しており、出品成約機械・出品成約車両がある場合は、落札機械・落札車両等の代金決済に加えて、全ての出品成約機械・出品成約車両等の譲渡書類の当社への提出と引換えに、当該落札機械・落札車両等の譲渡書類の引渡しするものとします。

## 11. 規約別紙 の改定

《現在》

〈オークション手数料〉

〈AI-NET 利用料金〉

〈保管料〉 \* 出品料同額

①建設機械(油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、モーターグレーダー、キャリアダンプ、ダンプトラック、ロードローラー、クローラクレーン、カニクレーン、フィニッシャ、高所作業車、クローラドリル、スタビライザ、ロードカッター、除雪機、グレンデ整備機、自動式破碎機、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン)

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型	備考
1週目	8,000円	12,000円	15,000円	25,000円	40,000円	100,000円	150,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	16,000円	24,000円	30,000円	50,000円	80,000円	200,000円	300,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	24,000円	36,000円	45,000円	75,000円	120,000円	300,000円	450,000円	3(遅延週数)×手数料

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください

②フォークリフト、コンプレッサー、発電機、小物(ランマー、プレート、コンクリートカッター、投光機、アタッチメント)

	小物	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	備考
1週目	5,000円	8,000円	12,000円	15,000円	20,000円	30,000円	50,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	10,000円	16,000円	24,000円	30,000円	40,000円	60,000円	100,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	15,000円	24,000円	36,000円	45,000円	60,000円	90,000円	150,000円	3(遅延週数)×手数料

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください

〈書類細目〉

9. 譲渡書類再交付の違約金	○ナンバー付書類(全部)は、差替違約金の合計金額及び当社が相当額と認めたものとします。 ○譲渡書類(一部)再交付は、差替違約金と同額とします。 ○自賠償保険の再交付は、不可とします。 ○出品者が譲渡書類の再交付ができない明らかな事がある場合は再交付義務を負わないものとします。
13. 抹消代行手数料	○ 10,000円/件
14. 登録事項証明手数料	○ 3,000円/件
16. 自動車税の再精算	○名義変更後抹消を行った場合、5日以内に連絡の上(午後5時迄)、車検証等の写しが当該開催事務局に到着したものに限り、再精算できるものとします。
17. ナンバー外し手数料	○ 3,000円/件

↓

《改定後》

〈オークション手数料〉(税別)

〈AI-NET 利用料金〉(税別)

〈当社指定フォークリフト使用料金〉(税別)

2,000円/1台

<保管料> (税込) \* 出品料同額

①建設機械(油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、モーターグレーダー、キャリアダンプ、ダンプトラック、ロードローラー、クローラクレーン、カニクレーン、フィニッシャ、高所作業車、クローラドリル、スタビライザ、ロードカッター、除雪機、ゲレンデ整備機、自動式破砕機、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン)

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型	備考
1週目	8,000円	12,000円	15,000円	25,000円	40,000円	100,000円	150,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	16,000円	24,000円	30,000円	50,000円	80,000円	200,000円	300,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	24,000円	36,000円	45,000円	75,000円	120,000円	300,000円	450,000円	3(遅延週数)×手数料

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください

※4週目以降も遅延週数×手数料にて請求させていただきます。

②フォークリフト、コンプレッサー、発電機、小物(ランマー、プレート、コンクリートカッター、投光機、アタッチメント)

	小物	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	備考
1週目	5,000円	8,000円	12,000円	15,000円	20,000円	30,000円	50,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	10,000円	16,000円	24,000円	30,000円	40,000円	60,000円	100,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	15,000円	24,000円	36,000円	45,000円	60,000円	90,000円	150,000円	3(遅延週数)×手数料

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください

※4週目以降も遅延週数×手数料にて請求させていただきます。

<書類細目>

2. 書類提出先	○〒329-0201 栃木県小山市栗宮548 荒井商事株式会社小山支店								
9. 譲渡書類再交付の違約金	○譲渡書類一式の再交付の違約金は、下表の合計金額及び当社が相当額と認めたものとします。 ○譲渡書類(一部)再交付の違約金は、下表金額とします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>a. 印鑑証明</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>b. 委任状・譲渡証</td> <td>各30,000円</td> </tr> <tr> <td>c. 申請依頼書・OCR等</td> <td>各10,000円</td> </tr> <tr> <td>d. 委任状・譲渡書の書き損じ</td> <td>各10,000円</td> </tr> </tbody> </table> ○自賠責保険の再交付は、不可とします。 ○出品者が譲渡書類の再交付ができない明らかな理由がある場合は再交付義務を負わないものとします。	a. 印鑑証明	50,000円	b. 委任状・譲渡証	各30,000円	c. 申請依頼書・OCR等	各10,000円	d. 委任状・譲渡書の書き損じ	各10,000円
a. 印鑑証明	50,000円								
b. 委任状・譲渡証	各30,000円								
c. 申請依頼書・OCR等	各10,000円								
d. 委任状・譲渡書の書き損じ	各10,000円								
13. 抹消代行手数料	○ 10,000円(税別)/件								
14. 登録事項証明手数料	○ 3,000円(税別)/件								
16. 自動車税の再精算	○名義変更後抹消を行った日を含む当社5営業日以内に連絡の上(午後5時迄)、車検証等の写しが当該開催事務局に到着したものに限り、再精算できるものとします。								
17. ナンバー外し手数料	○ 3,000円(税別)/件								

以上

